

ひいらぎ法律事務所 弁護士報酬基準規程

=====

第1章 総則

=====

第1条（目的）

この規程は、ひいらぎ法律事務所（福島市宮下町8番22-1号）に所属する弁護士（以下「弁護士」といいます。）の報酬に関する標準を示すことを目的とします。

第2条（趣旨）

弁護士がその職務に関して受ける弁護士報酬及び実費等の標準は、この規程の定めるところによります。

第3条（弁護士報酬の種類）

弁護士報酬は、法律相談料、着手金、報酬金、手数料、タイムチャージ、顧問料、意見書作成料及び日当とし、各用語の意義は、次のとおりとします。

法律相談料：依頼者に対して行う法律相談（口頭による鑑定、電話による相談を含みます。）の対価をいいます。

着手金：事件又は法律事務（以下「事件等」といいます。）の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その結果のいかんにかかわらず受任時に受けるべき委任事務処理の対価をいいます。

報酬金：事件等の性質上、委任事務処理の結果に成功不成功があるものについて、その成功の程度に応じて受ける委任事務処理の対価をいいます。

手数料：原則として1回程度の手続又は委任事務処理で終了する事件等についての委任事務処理の対価をいいます。

タイムチャージ：弁護士における、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその委任事務処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額によって算出される委任事務処理の対価をいいます。

顧問料：契約によって継続的に行う一定の法律事務の対価をいいます。

意見書作成料：顧問契約先に対して行う書面による法律上の判断又は意見の表明の対価をいいます。

日当：弁護士が、委任事務処理のために事務所所在地を離れ、移動によってその事件等のために拘束されること（委任事務処理自体による拘束を除きます。）の対価をいいます。

第4条（弁護士報酬の支払時期）

着手金は、事件等の依頼を受けたときに、報酬金は、事件等の処理が終了したときに、その他の弁護士報酬は、この規程に特に定めのあるときはその規定に従い、特に定めのないときは、依頼者との協議により定められたときに、それぞれ支払いを受けます。

第5条（事件等の個数等）

弁護士報酬は、1件毎に定めるものとし、裁判上の事件は審級ごとに、裁判外の事件等は当初依頼を受けた事務の範囲をもって1件とします。ただし、第3章第1節における報酬金については、引き続き上訴審を受任したときは特に定めのない限り、最終審においてのみこれを受けます。

2 裁判外の事件等が裁判上の事件に移行したときは、別件とします。

第6条（弁護士の報酬請求権）

弁護士は、複数の依頼者から、あるいは同一の依頼者から、一時に依頼を受けたときも、各依頼者に対し各案件について、弁護士報酬を請求することができます。

2 次の各号の一に該当することにより、受任件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、弁護士法人及び弁護士は、第2章ないし第5章及び第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬を適正妥当な範囲内で減額することがあります。

(1) 依頼者から複数の事件等を受任し、かつその紛争の実態が共通であるとき。

(2) 複数の依頼者から同一の機会に同種の事件等につき依頼を受け、委任事務処理の1部が共通であるとき。

第7条（弁護士の説明義務等）

弁護士は依頼者に対し、法律事務を受任するに際し、あらかじめ弁護士報酬等について、十分に説明しなければなりません。

2 弁護士は、事件等を受任したときは、委任契約書を作成しなければなりません。ただし、委任契約書を作成することに困難な事由があるときは、その事由が止んだ後、これを作成するものとします。

3 前項の規定にかかわらず、受任した法律事務が、法律相談、簡易な書面の作成、顧問契約等継続的な契約に基づくものであるときその他合理的な理由があるときは、委任契約書の作成を要しません。

4 委任契約書には、事件等の表示、受任の範囲、弁護士報酬等の額及び支払時期その他の特約事項を記載します。

5 弁護士は、依頼者から申し出のあるときは、弁護士報酬等の額、その算出方法及び支払時期に関する事項等を記載した弁護士報酬見積書の作成及び交付に努めなければなりません。

第8条（弁護士報酬の減免等）

依頼者が経済的資力に乏しいときその他特別の事情があるときは、弁護士法人及び弁護士は第4条及び第2章ないし第7章の規定にかかわらず、弁護士報酬の支払時期を変更し又はこれを減額若しくは免除することができます。

2 着手金及び報酬金を受ける事件等につき、依頼の目的を達することについての見通し又は依頼者の経済的事情その他の事由により、着手金を規定どおり受けることが相当でないときは、弁護士法人及び弁護士は、第3章の規定にかかわらず、依頼者と協議のうえ、

着手金を減額又は免除して、報酬金を増額することができます。

第 9 条（弁護士報酬の特則による増額）

依頼を受けた事件等が、特に重大若しくは複雑なとき、審理若しくは処理が著しく困難を伴い委任事務処理が膨大になるとき、長期にわたるとき又は受任後同様の事情が生じた場合において、前条第 2 項又は第 2 章ないし第 3 章の規定によっては弁護士報酬の適正妥当な額が算定できないときは、弁護士法人及び 弁護士は、依頼者と協議のうえ、その額を適正妥当な範囲内で増額することができます。

第 10 条（消費税に相当する額）

この規程に定める報酬の額は、消費税相当額を含んでおります。なお、受任中に法改正等により消費税率（現在10%）が変更された場合は、請求時の税率によって算定される消費税相当額との差額に相当する額を加算して請求いたします。

=====

第 2 章 法律相談料等

=====

第 11 条（法律相談料）

法律相談料は、次のとおりとします。

個人（非事業者）

30分ごとに5,500円から11,000円。ただし、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、次の「法人または事業者」の例によります。

法人または事業者

30分ごとに11,000円から22,000円

2 法律相談時間が平日 9 時から 17 時以外の時間帯に行われる場合、前項に定める法律相談料は 30%増額することができます。

第 12 条 （欠番）

=====

第 3 章 着手金及び報酬金

=====

第 1 節 民事事件

第 13 条（民事事件の着手金及び報酬金の算定基準）

本節の着手金及び報酬金については、この規程に特に定めのない限り、着手金は事件等の対象となる経済的利益の額を、報酬金は委任事務処理により確保される経済的利益の額をそれぞれ基準として算定します。

第14条（経済的利益が算定可能な場合）

前条の経済的利益の額は、この規程に特に定めのない限り、次の各号のとおり算定します。

- (1) 金銭債権は、債権総額（利息及び遅延損害金を含みます）。
- (2) 将来の債権は、債権総額から中間利息を控除した額。
- (3) 継続的給付債権は、債権総額の10分の7の額。ただし、期間不定のものは、7年分の額。
- (4) 賃料増減額請求事件は、増減額分の7年分の額。
- (5) 所有権は、対象たる物の時価相当額。
- (6) 占有権、地上権、永小作権、賃借権及び使用借権は、対象たる物の時価の2分の1の額。ただし、その権利の時価が対象たる物の時価の2分の1の額を超えるときは、その権利の時価相当額。
- (7) 建物についての所有権に関する事件は、建物の時価相当額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。建物についての占有権、賃借権及び使用借権に関する事件は、前号の額に、その敷地の時価の3分の1の額を加算した額。
- (8) 地役権は、承役地の時価の2分の1の額。
- (9) 担保権は、被担保債権額。ただし、担保物の時価が債権額に達しないときは、担保物の時価相当額。
- (10) 不動産についての所有権、地上権、永小作権、地役権、賃借権及び担保権等の登記手続請求事件は、第5号、第6号、第8号及び前号に準じた額。
- (11) 詐害行為取消請求事件は、取消請求債権額。ただし、取消される法律行為の目的の価額が債権額に達しないときは、法律行為の目的の価額。
- (12) 共有物分割請求事件は、対象となる持分の時価の3分の1の額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は持分に争いがある部分については、対象となる財産の範囲又は持分の額。
- (13) 遺産分割請求事件は、対象となる相続分の時価相当額。ただし、分割の対象となる財産の範囲又は相続分についての争いのない部分については、相続分の時価の3分の1の額。
- (14) 遺留分減殺請求事件は、対象となる遺留分の時価相当額。
- (15) 金銭債権についての民事執行事件は、請求債権額。ただし、執行の目的物の時価が債権額に達しないときは、第1号の規定にかかわらず、執行対象物件の時価相当額（担保権設定、仮差押等の負担があるときは、その負担を考慮した時価相当額）。

第15条（経済的利益算定の特則）

前条で算定された経済的利益の額が、紛争の実態に比して明らかに大きいときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態に相応するまで、減額することができます。

2 前条で算定された経済的利益の額が、次の各号の一に該当するときは、弁護士は、経済的利益の額を、紛争の実態又は依頼者の受ける経済的利益の額に相応するまで、増額することができます。

(1) 請求の目的が解決すべき紛争の一部であるため、前条で算定された経済的利益の額が紛争の実態に比して明らかに小さいとき。

(2) 紛争の解決により依頼者の受ける実質的な利益が、前条で算定された経済的利益の額に比して明らかに大きいとき。

第16条（経済的利益が算定不能な場合）

第14条により経済的利益の額を算定することができないときは、その額を800万円とします。

2 弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を、事件等の難易、軽重、手数の繁簡及び依頼者の受ける利益等を考慮して、適正妥当な範囲内で増減額することができます。

第17条（民事事件の着手金及び報酬金）

訴訟事件（手形・小切手訴訟事件を除く。）、非訟事件、家事審判事件、行政審判等事件及び仲裁事件（次条に定める仲裁センター事件を除く。）の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、経済的利益の額を基準として、それぞれ次のとおり算定します。

着手金 110,000円＋経済的利益の額の5.5%

報酬金 経済的利益の額の11%

2 前項の着手金及び報酬金は、事件の内容により、30%の範囲内で増減額することができます。ただし、着手金は110,000円を最低額とします。

3 民事事件につき引き続き上訴事件を受任するとき等、関連事件を受任するときは、前2項にかかわらず、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

4 第1項の着手金は上限を1,760,000円とします。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りではありません。

5 第1項の報酬金は上限を3,300,000円とします。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りではありません。

第18条（調停事件及び示談交渉事件）

調停事件、示談交渉（裁判外の和解交渉をいいます。以下同じ。）事件及び弁護士会が主宰する「仲裁センター」等の紛争解決機関への申立事件（以下「仲裁センター事件」といいます。）の着手金及び報酬金は、この規程に特に定めのない限り、それぞれ前条の各規定を準用します。ただし、それぞれの規定により算定された額の3分の2に減額することができます。

2 前項の着手金は110,000円を最低額とします。

第19条（契約締結交渉）

示談交渉事件を除く契約締結交渉について着手金及び報酬金を定める場合は、経済的利

益の額を基準として次のとおり算定するほか、第17条の各規程を準用します。

着手金 110,000円＋経済的利益の額の1.1%

報酬金 経済的利益の額の2.2%

第20条（欠番）

第21条（欠番）

第22条（離婚事件）

離婚事件の着手金及び報酬金は、次のとおりとします。ただし、引き続き上訴事件を受任するとき等、関連事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

離婚調停事件又は離婚交渉事件

着手金及び報酬金 それぞれ220,000円以上550,000円以下

離婚訴訟事件

着手金及び報酬金 それぞれ330,000円以上660,000円以下

2 前項において、財産分与、慰謝料など財産給付を伴うときは、弁護士は、財産給付の実質的な経済的利益の額を基準として、第17条又は第18条の規定により算定された着手金及び報酬金の額以下の適正妥当な額を加算して請求することができます。

第23条（境界に関する事件）

境界確定訴訟、境界確定を含む所有権に関する訴訟その他境界に関する訴訟の着手金及び報酬金は、それぞれ330,000円以上660,000円以下とします。ただし、引き続き上訴事件を受任するとき等、関連事件を受任するときは、着手金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

2 前項の着手金及び報酬金は、第17条の規定により算定された着手金及び報酬金の額が前項の額を上回るときは、同条の規定によります。

第24条（欠番）

第25条（保全命令申立事件等）

仮差押及び仮処分の各命令申立事件（以下「保全命令申立事件」といいます。）の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定によります。

2 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1から2分の1の報酬金を受けることができます。ただし、審尋又は口頭弁論を経たときは、同条の規定により算定された額の2分の1から3分の2の報酬金を受けることができます。

3 第1項の手続により本案の目的を事実上達したときは、前項の規定にかかわらず、第17条の規定に準じて報酬金を受けることができます。

4 保全執行事件は、その執行が重大又は複雑なときに限り、保全命令申立事件とは別に着手金及び報酬金を受けることができるものとし、その額については、次条第1項及び第2項の規定を準用します。

5 第1項の着手金及び第2項の報酬金並びに前項の着手金及び報酬金は、本案事件と併せて受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。

6 保全命令申立事件及び保全執行事件の着手金は、110,000円を最低額とします。

第26条（民事執行事件等）

民事執行事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。

2 民事執行事件の報酬金は、第17条の規定により算定された額の4分の1とします。

3 民事執行事件の着手金及び報酬金は、本案事件に引き続き受任したときでも、本案事件の着手金及び報酬金とは別に受けることができます。ただし、着手金は第17条の規定により算定された額の3分の1とします。

4 執行停止事件の着手金は、第17条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、本案事件に引き続き受任するときは、同条の規定により算定された額の3分の1とします。

5 前項の事件が重大又は複雑なときは、第17条の規定により算定された額の4分の1の報酬金を受けることができます。

6 民事執行事件及び執行停止事件の着手金は、55,000円を最低額とします。

第27条（倒産整理事件）

破産及び特別清算の各事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とします。ただし、前記各事件に関する保全事件の弁護士報酬は、次に述べる着手金に含まれます。

- (1) 事業者の自己破産事件 着手金550,000円以上
- (2) 非事業者の自己破産事件 着手金220,000円以上
- (3) 自己破産以外の破産事件 着手金550,000円以上
- (4) 特別清算事件 着手金1,100,000円以上

2 前項の各事件の報酬金は、第17条の規定を準用します。この場合の経済的利益の額は、配当額、配当資産、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、前項第1号及び第2号の事件は、依頼者が免責決定を受けたときに限り、報酬金を受けることができます。

第28条（民事再生事件）

民事再生事件の着手金は、資本金、資産及び負債の額、関係人の数等事件の規模並びに事件処理に要する執務量に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とします。ただし、民事再生事件に関する保全事件の弁護士報酬は、着手金に含まれます。

- (1) 事業者の民事再生事件 着手金1,100,000円以上
- (2) 小規模個人再生及び給与所得者等再生事件 着手金330,000円以上

2 民事再生事件の報酬金は、依頼者が民事再生計画認可決定を受けたときに限り、受け

ることができます。

3 第17条の規定は、前項の報酬金の決定について準用します。

4 前2項の報酬金の決定に際し基準となる経済的利益の額は、弁済額、免除債権額、延払いによる利益及び企業継続による利益等を考慮して算定します。ただし、次項の弁護士報酬を既に受領しているときは、これを考慮します。

5 弁護士は、依頼者が再生手続開始決定を受けた後民事再生手続が終了するまでの執務の対価として、依頼者との協議により、毎月相当額の弁護士報酬を受けることができます。

6 前項の弁護士報酬の算定にあたっては、執務量、着手金及び既に第2項の報酬金を受領している場合には当該報酬金の額を考慮します。

7 民事再生法第235条に基づく免責申立事件（免責異議申立事件を含みます。）の着手金は、第1項第2号の規定により算定された額の2分の1とします。この場合の報酬金は、前項の規定を準用します。

第29条（任意整理事件）

第27条第1項又は前条第1項に該当しない債務整理事件（以下「任意整理事件」といいます。）の着手金は、資本金、資産及び負債の額並びに関係人の数等事件の規模に応じて定め、それぞれ次の各号に掲げる額とします。

(1) 事業者の任意整理事件 着手金550,000円以上

(2) 非事業者の任意整理事件 着手金220,000円以上

2 前項の事件が清算により終了したときの報酬金は、債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の価額（以下「配当原資額」といいます。）を基準として、次の各号に掲げるとおり算定します。

(1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当原資額について

配当原資額の11%を報酬金とします。

この報酬金の上限を3,300,000円とします。ただし、特段の事情がある場合にはこの限りではありません。

(2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当原資額について

配当原資額の2.2%を報酬金とします。

3 第1項の事件が、債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときの報酬金は、第28条第3項及び第4項の規定を準用します。

4 第1項の事件の処理について、裁判上の手続を要したときは、前3項に定めるほか、本節の規定により算定された報酬金を受けることができます。

第30条（行政上の不服申立事件）

行政不服審査法上の再調査請求、審査請求、再審査請求その他の不服申立事件の着手金及び報酬金は、第17条の規定により算定された額の3分の2とし、報酬金は、同条の規定により算定された額の2分の1とします。ただし、審尋又は口頭審理等を経たときは、同条の規定を準用します。

2 前項の着手金は、110,000円を最低額とします。

第2節 刑事事件・少年事件

第31条（刑事事件の着手金）

刑事事件の着手金は、次の各号に掲げる額とします。

(1) 起訴前及び起訴後（第1審及び上訴審をいいます。以下同じ。）の事案簡明な事件
着手金 220,000円以上550,000円以下

(2) 起訴前及び起訴後の前段以外の事件
着手金 330,000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、特段の事件の複雑さ、困難さ又は繁雑さが予想されず、委任事務処理に特段の労力又は時間を要しないと見込まれる事件であって、起訴前については事実関係に争いがない情状立証のみを必要とする事件、起訴後については公判終結までの公判開廷数が2ないし3開廷程度と見込まれる情状立証のみを必要とする事件（上告事件を除きます。）、上告事件は事実関係に争いがない情状事件をいいます。

3 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の着手金は、第17条の規定により算定された金額とします。

第32条（刑事事件の報酬金）

刑事事件の報酬金は、次の各号に掲げるとおりとします。

(1) 事案簡明な事件（起訴前）
不起訴 報酬金 220,000円以上550,000円以下

求略式命令 報酬金 前段の額を超えない額

(2) 事案簡明な事件（起訴後）
刑の執行猶予 報酬金220,000円以上550,000円以下
求刑された刑が軽減された場合 報酬金 前段の額を超えない額

(3) 1号及び2号以外の刑事事件（起訴前）
不起訴 報酬金 330,000円以上

求略式命令 報酬金 330,000円以上

(4) 1号及び2号以外の刑事事件（起訴後）
無罪 報酬金 550,000円以上
刑の執行猶予 報酬金 330,000円以上
求刑された刑が軽減された場合 報酬金 軽減の程度による相当な額
検察官上訴が棄却された場合 報酬金 330,000円以上

2 前項の事案簡明な事件とは、前条の事案簡明な事件と見込まれ、かつ結果において予想された委任事務処理量で結論を得た事件をいいます。

3 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の着手金は、第17条の規程により算定された金額とします。

第33条（刑事事件につき同一弁護士が引き続き受任した場合等）

起訴前に受任した事件が起訴（求略式命令を除きます。）され、引き続いて起訴後の事件を受任するときは、第31条に定める着手金を受けることができます。ただし、事案簡明な事件については、起訴前の事件の着手金の2分の1とします。

2 刑事事件につき引き続き上訴事件を受任するときは、前2条の規定にかかわらず、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士は、追加して受任する事件が同種であることにより、追加件数の割合に比して1件あたりの執務量が軽減されるときは、追加受任する事件につき、着手金及び報酬金を適正妥当な範囲内で減額することができます。

第34条（検察官の上訴取下げ等）

検察官の上訴の取下げ又は免訴、公訴棄却、刑の免除、破棄差戻若しくは破棄移送の言渡しがあったときの報酬金は、それまでに弁護人が費やした時間及び執務量を考慮したうえ、第32条の規定を準用します。

第35条（保釈等）

保釈、勾留の執行停止、抗告、即時抗告、準抗告、特別抗告、勾留理由開示等の申立事件の着手金及び報酬金は、依頼者との協議により、被疑事件又は被告事件の着手金及び報酬金とは別に、相当な額を受けることができます。

第36条（告訴、告発等）

告訴、告発、検察審査の申立、仮釈放、仮出獄、恩赦等の手続の着手金は、1件につき110,000円以上とし、報酬金は、依頼者との協議により受けることができます。

2 会社犯罪事件、業務上横領事件、脱税事件の着手金は、第17条の規定により算定された金額とします。

第37条（少年事件の着手金及び報酬金）

少年事件（家庭裁判所送致前の少年の被疑事件を含みます。以下同じ。）の着手金は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 身柄が拘束されている事件 着手金 330,000円以上
- (2) 身柄が拘束されていない事件 着手金 220,000円以上
- (3) 抗告、再抗告及び保護処分取消 着手金 220,000円以上

2 少年事件の報酬金は、次の各号に掲げるとおりとします。

- (1) 非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 報酬金 330,000円以上
- (2) 身柄事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察 報酬金 330,000円以上
- (3) 在宅事件で非行事実認定に基づく審判不開始、不処分又は保護観察 報酬金 220,000円以上

3 弁護士は、着手金及び報酬金の算定につき、家庭裁判所送致前の受任か否か、非行事実の争いの有無、少年の環境調整に要する手数の繁簡、身柄付の観護措置の有無、試験観察の有無等を考慮するものとし、依頼者と協議のうえ、事件の重大性等により、前2項の

額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

4 第2項に定める場合以外においても、報酬金を受領することが相当とする結果が得られたときは、依頼者との協議により、第2項及び前項に準じた報酬額を受領することができます。

第38条（少年事件につき引き続き受任した場合）

家庭裁判所送致前に受任した少年事件は、第5条の規定にかかわらず、家庭裁判所に送致されても1件の事件とみなします。

2 少年事件につき、同一弁護士が引き続き抗告審等を受任するときは、前条の規定にかかわらず、抗告審等の着手金及び報酬金を、適正妥当な範囲内で減額することができます。

3 弁護士は、送致された事件が複数である場合及び事件が追加して送致され併合された場合の着手金及び報酬金の算定については、1件の少年事件として扱うものとします。ただし、追加送致された事件により、少年の環境調整などのために著しく執務量を増加させるときには、追加受任する事件につき、依頼者との協議により適正妥当な着手金を受領することができます。

4 少年事件が刑事処分相当として家庭裁判所から検察官に送致されたときの刑事事件の弁護士報酬は、本節の規定によります。ただし、同一弁護士が引き続き刑事事件を受任するときの着手金は、その送致前の執務量を考慮して、受領済みの少年事件の着手金の額の範囲内で減額することができます。

=====

第3章 手数料

=====

第39条（手数料）

手数料は、この規程に特に定めのない限り、事件等の対象の経済的利益の額を基準として、次の各号のとおり算定します。なお、経済的利益の額の算定については、第14条ないし第16条の規定を準用します。

(1) 証拠保全（本案事件を併せて受任したときでも本案事件の着手金とは別に受けることができます。）

基本

330,000円に第17条第1項の着手金の規定により算定された額の11%を加算した額

特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(2) 即決和解（本手数料を受けたときは、契約書その他の文書を作成しても、その手数料を別に請求することはできません。）

示談交渉を要しない場合

110,000円以上220,000円以下

示談交渉を要する場合

示談交渉事件として、第18条の規定により算定された額

(3) 公示催告

即決和解の示談交渉を要しない場合の2分の1

(4) 倒産整理事件の債権届出

基本

55,000円以上550,000円以下

特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(5) 法定成年後見、保佐、補助開始決定申立事件

基本

220,000円以上550,000円

特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(6) 簡易な家事審判(家事事件手続法別表第1に属する家事審判事件で事案簡明なもの。)

110,000円以上220,000円以下

(7) 契約書作成(「契約条件の交渉等合意の締結に向けた活動」を一切含まず、かつ、「確定した合意内容を法的に有効な文書とする活動」の場合)

110,000円以上220,000円以下

(8) 法律関係調査(事実関係調査を含む。)

基本

55,000円以上220,000円以下

特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(9) 内容証明郵便作成

基本

33,000円以上

特に複雑又は特殊な事情がある場合

弁護士と依頼者との協議により定める額

(10) 遺言書作成

基本

110,000円以上

特に複雑又は特殊な事情がある場合
弁護士と依頼者との協議により定める額

(11) 簡易な自賠償請求（自動車損害賠償責任保険に基づく被害者による簡易な損害賠償請求及び保険契約に基づく簡易な保険金請求）

次により算定された額。ただし、損害賠償請求権の存否又はその額に争いがある場合には、弁護士は、第17条及び第18条の規定により算出される額を基準に、依頼者との協議により適正妥当な範囲内で増減額することができます。

給付金額が150万円以下の場合 33,000円

給付金額が150万円を超える場合 給付金額の2.2%

=====

第4章 タイムチャージ

=====

第40条（タイムチャージ）

弁護士は、特に必要があると認める場合、依頼者との協議により、受任する事件等に関し、第2章ないし第3章の規定によらないで、1時間あたりの適正妥当な委任事務処理単価にその処理に要した時間（移動に要する時間を含みます。）を乗じた額を、弁護士報酬として受けることができます。ただし、別途成功報酬金を定めることを妨げるものではありません。

2 前項のタイムチャージは、事案の困難性、重大性、特殊性、新規性及び弁護士の熟練度等を考慮して定めるものとします。

3 弁護士法人及び弁護士は、タイムチャージにより弁護士報酬を受けるときは、あらかじめ依頼者から相当額を預かることができます。

=====

第5章 顧問料

=====

第41条（顧問料）

顧問料は、法人及び事業者を対象とし、月額33,000円以上とします。ただし、事業の規模及び内容等を考慮して、その額を減額することができます。

2 顧問契約に基づく弁護士の業務の内容は、依頼者との協議により特に定めのある場合を除き、一般的な法律相談及び契約締結等に関する助言とします。

第41条の2（意見書作成料）

顧問契約先に対する意見書作成料は、22,000円以上110,000円以下とします。

2 前項において、事案が特に複雑又は特殊な事情があるときは、弁護士は顧問契約先と協議のうえ、前項に定める額を超過する額の意見書作成料を受けることができます。

=====

第6章 日 当

=====

第42条（日当）

日当は、福島市外へ出張する場合に受けることができるものとし、その額については次のとおりとします。

半日（往復4時間まで） 11,000円以上22,000円以下

1日（往復4時間を超える場合） 22,000円以上44,000円以下

2 前項にかかわらず、弁護士は、依頼者と協議のうえ、前項の額を適正妥当な範囲内で増減額することができます。

3 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から日当を預かることができます。

=====

第7章 実費等

=====

第43条（実費等の負担）

弁護士は、依頼者に対し、弁護士報酬とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する実費等の負担を求めます。

2 弁護士は、概算により、あらかじめ依頼者から実費等を預かることができます。

第44条（旅費の取扱）

弁護士は、依頼者と協議のうえ、出張のための交通費及び宿泊費について、出張にかかる日当と合算し、一定の金額を旅費日当として定めることができます。

=====

第8章 委任契約の清算

=====

第45条（委任契約の中途終了）

委任契約に基づく事件等の処理が、解任、辞任又は委任事務の継続不能により、途中で終了したときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、弁護士の判断に基づき、委任事務処理の程度に応じて、受領済みの弁護士報酬の一部を返還し、又は弁護士報酬の全部若しくは一部を請求します。

2 前項にかかわらず、委任契約の終了につき、弁護士のみに重大な責任があるときは、弁護士は受領済みの弁護士報酬の全部又は一部を返還しなければなりません（なお、弁護士は、依頼者に対して責任がない場合であっても、受領済みの弁護士報酬の全部を返還す

ることができます)。ただし、弁護士が既に委任事務の重要な部分の処理を終了しているときは、弁護士は、依頼者と協議のうえ、その全部又は一部を返還しないことができます。

3 第1項において、委任契約の終了につき、弁護士に責任がないにもかかわらず、依頼者が弁護士の同意なく委任事務を終了させたとき、依頼者が故意又は重大な過失により委任事務処理を不能にしたとき、その他依頼者に重大な責任があるときは、弁護士は、弁護士報酬の全部を請求することができます。ただし、弁護士が委任事務の重要な部分の処理を終了していないときは、その全部については請求することができません。

第46条（事件等処理の中止等）

依頼者が着手金、手数料又は委任事務処理に要する実費等の支払いを遅滞したときは、弁護士は、事件等に着手せず又はその処理を中止することができます。

2 前項の場合には、弁護士は、あらかじめ依頼者にその旨を通知しなければなりません。

3 第1項の場合において、弁護士が相当期間の定めをおいて支払いを催告したにもかかわらず、なお依頼者が支払いを行わないときは、弁護士は委任契約を解除することができます。

第47条（弁護士報酬の相殺等）

依頼者が弁護士報酬又は立替実費等を支払わないときは、弁護士は、依頼者に対する金銭債務と相殺し又は事件等に関して保管中の書類その他のものを依頼者に引き渡さないでおくことができます。

2 前項の場合には、弁護士は、すみやかに依頼者にその旨を通知しなければなりません。

=====

第9章 雑則

=====

第48条（本人確認）

弁護士は、日本弁護士連合会が定める「依頼者の本人特定事項の確認及び記録保存等に関する規程」に基づき、法律事務に関連して一定額以上の資金を預る場合や依頼者の不動産売買等の取引等を行う場合などには、依頼者について本人確認等所定の手続を行います。

第49条（改定）

弁護士は、いつでも本規程を改定することができます。

=====

附 則

1 令和4年4月1日施行